

大阪府景観計画の変更の概要

本府では、平成 20 年度に大阪府景観計画を作成しました。その後、よりよい景観づくりを推進するため、4つの景観計画の区域を平成 22 年に追加し、今回新たに景観計画の区域を追加した大阪府景観計画を作成しました。変更内容については以下のとおりです。

- ▶ 「景観計画の区域」に、湾岸軸の**大阪湾岸区域**を景観計画の区域に追加しました。
- ▶ 「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」に、大阪湾岸区域を追加しました。
- ▶ 大阪湾岸区域では、新たな色規制や届出対象の適用除外規定が追加されています。

景観計画の区域

凡例

【景観計画の区域】

- (赤線) : 景観計画区域 (道路軸)
- (青線) : 景観計画区域 (河川軸)
- (緑線) : 景観計画区域 (山並み・緑地軸)
- (水色線) : 景観計画区域 (湾岸軸)

【景観計画区域から除かれる区域】

- (赤格子) : 景観行政団体の区域 (府を除く)
- (紫格子) : 市町村の自主条例が適用される区域

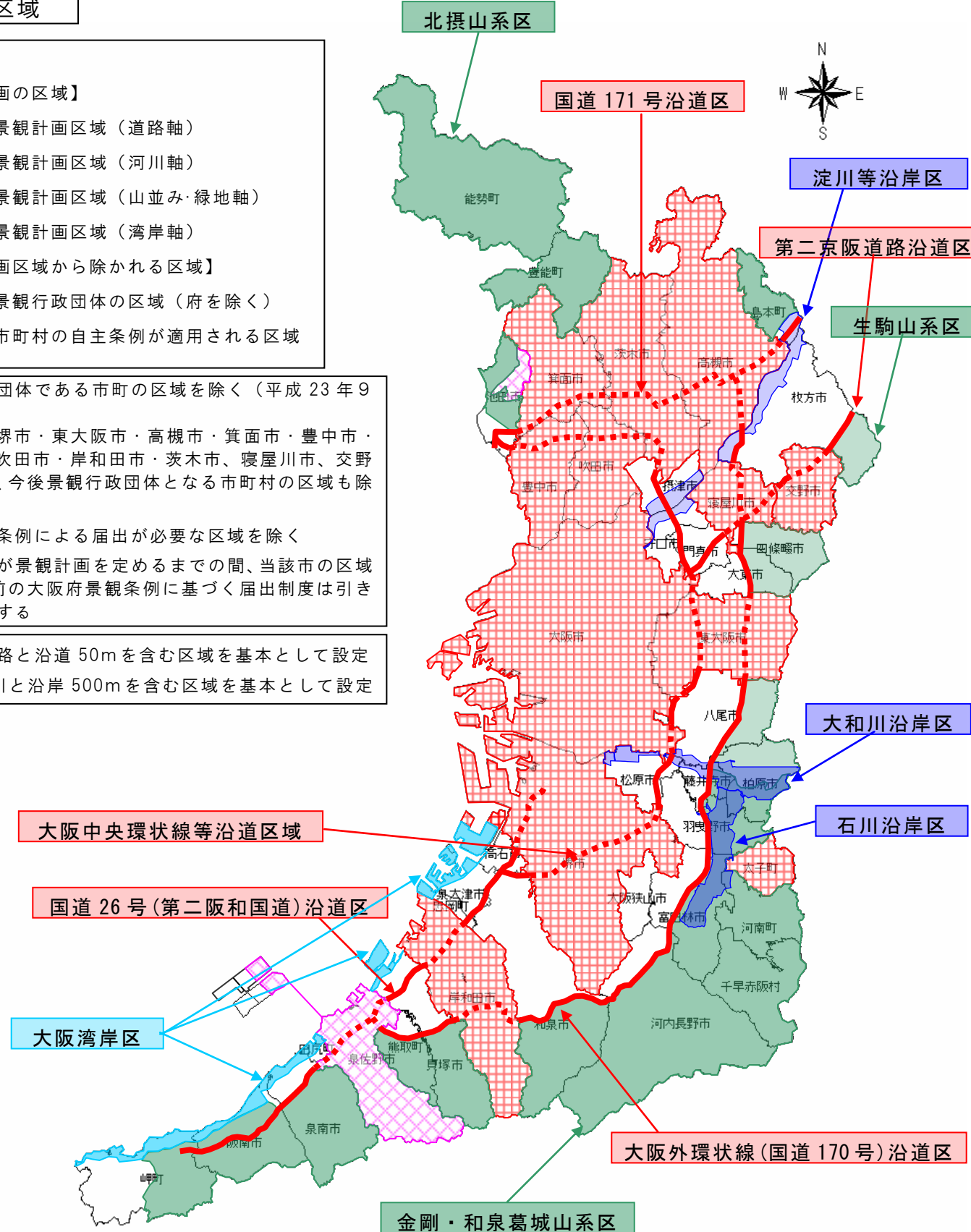
※景観行政団体である市町の区域を除く (平成 23 年 9 月現在)
 (大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・箕面市・豊中市・太子町・吹田市・岸和田市・茨木市・寝屋川市、交野市であり、今後景観行政団体となる市町村の区域も除く)

※市の景観条例による届出が必要な区域を除く

※東大阪市が景観計画を定めるまでの間、当該市の区域では、従前の大阪府景観条例に基づく届出制度は引き続き実施する

道路軸：道路と沿道 50m を含む区域を基本として設定

河川軸：河川と沿岸 500m を含む区域を基本として設定



良好な景観の形成のための方針

景観形成の目標：以下のことを目標に景観形成を推進します。

国道 171 号沿道区域では

『北摂の緑の山並みなどの自然と、都市景観が調和した秩序ある景観をつくりだす』

大阪外環状線沿道区域では

『大阪の背景を成している生駒山系、金剛山系、和泉葛城山系の裾野を走り、大阪の骨格となる自然、歴史を結ぶ中において、自然環境などに配慮した景観をつくりだす』

中央環状線等沿道区域では

『都市の営みのなかに緑の豊かさが織り込まれた、連続性が感じられる景観をつくりだす』

第二京阪道路沿道区域では

『生駒山系の裾野を走り、「淀川のみどり」と「生駒山系のみどり」の間に新たな「みどりの軸」を形成し、京都と大阪の地域と歴史・文化を結ぶ中において、自然と都市景観が調和した景観をつくりだす』

国道 26 号沿道区域では

『泉州地域の生活と産業を支えるシンボル軸において環境に配慮し、秩序のある景観をつくりだす』

淀川等沿岸区域では

『自然のうらおいが感じられる、豊かな水と緑がつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える、美しいまちなみや山なみが織りなす雄大な景観を守り、育てる』

大和川沿岸区域では

『自然のうらおいが感じられる、水と緑がつくる大和川のオープンスペースと、それに映える丘陵部などの美しいまちなみと遥かな山並みが織りなす広がりのある景観を守り、育てる』

石川沿岸区域では

『自然のうらおいが感じられる、水と緑がつくる石川と、石川から見上げる美しいまちなみや田園風景と山並みが一体となった景観を守り、育てる』

生駒山系区域では

『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる』

北摂山系区域では

『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと大規模開発が進む山腹斜面のまちなみと山麓部の奥行きのあるまちなみとが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる
 また、山間部の山並みと一体となった田園風景を守り、育てる』

金剛・和泉葛城山系区域では

『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる』

大阪湾岸区域では、

『海外からの玄関口にふさわしい魅力ある湾岸部の都市景観、産業景観をつくりだすとともに、海への魅力的で開放的な空間を形成する。また、湾岸北部では、港湾の良好な景観整備や親水空間づくりが進められおり、人々が憩える魅力ある湾岸景観の創出を目指すとともに、湾岸南部では、水辺とふれあえ、みどり、自然景観等に映えるような雄大な湾岸風景を守り、育てる』

○従来の景観計画区域とほぼ同様に、次の規制がかかります。

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

●行為の制限に関する事項の概要

屋上附帯物

高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

色彩

外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。

外壁

長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。

意匠

周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。

□工作物の景観指導基準については以下の基準となっています。

◇工作物の外観

- 色彩 基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。
- 壁面 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
- 意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。

◇敷地内の緑化

- 道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。
- 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

外壁附帯物

ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。

屋外附帯物

駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは掘と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

敷地内の緑

道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

●色彩基準

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きを感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁、屋根（湾岸軸のみ）基本色）

- ① R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度6以下、**明度9未満**
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下、**明度9未満**
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下、**明度9未満**
- ④ **無彩色の場合、明度9未満（大阪湾岸区域のみ）**

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合

※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。

・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

・知事が地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物に限る）又は機能上やむを得ない施設として認める場合（阪南市・岬町は除く）（大阪湾岸区域のみ）

・地区計画等において色彩基準を設ける場合（阪南市・岬町は除く）（大阪湾岸区域のみ）

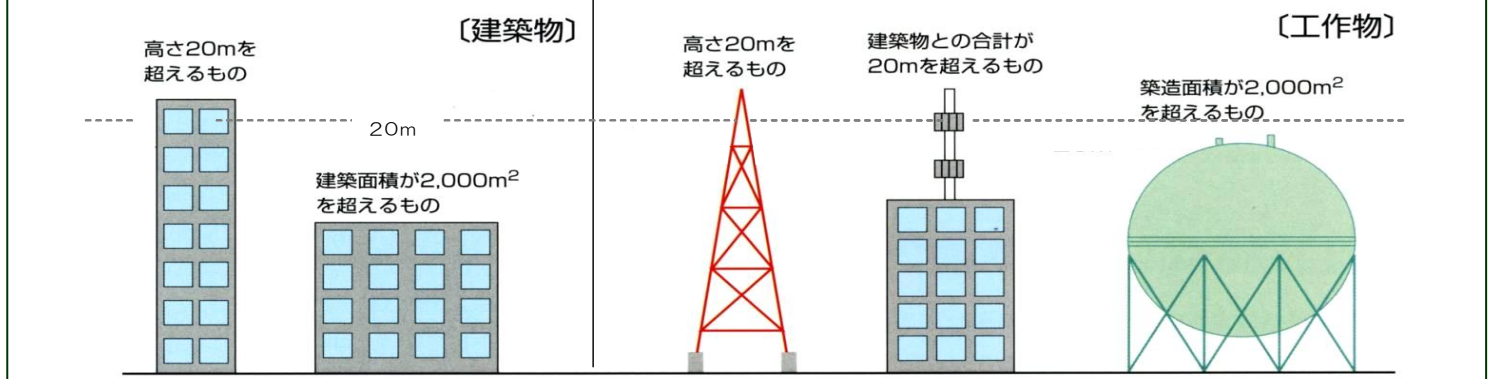
湾岸北部（高石市～泉南市）

・工業専用地域及び工業地域：工業の利便を増進する地区であり、不特定多数の人があまり近寄らず中景、遠景が中心となるため、細かい形態までの制限までは求めない。（「～工夫するよう努める。」と表現を他とは区別した箇所がある。）

・上記以外の用途地域：基本は、山系・河川系と同様の規制とした上で、湾岸特有のもの（受水槽、変電施設、プラント施設及び資材置き場等（屋外に設置するもの）、屋根の色彩基準）を規制の対象に追加している。

大阪府景観計画本文の湾岸軸について確認してください。

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超えるもの 又は 建築面積が2,000㎡を超えるもの
		新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが20m又は築造面積が2,000㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物
3	適用除外規定	ただし、建築物の増築の内、道路境界線から10mを超える位置において、増築部分の高さが10m以内で、建築面積が500㎡以内、かつ、増築前の建築面積の1/10以内の場合は、届出の対象とししない。（大阪湾岸区域のみ）	



景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる建造物および樹木を対象に、所有者の意見を聴いた上で指定します。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物および樹木
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物および樹木
- ・地域に広く親しまれている建造物および樹木（適正に管理されているもの）

屋外広告物の掲出等に関する事項

景観計画の区域においても具体的な基準については、屋外広告物条例に委ねることにしています。

※各区域の屋外広告物の規制内容については、大阪府屋外広告物条例をご覧ください。

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観計画に定められた景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針に基づき策定するよう、調整を図ることとします。